

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年12月

Contents

税務法規

1. 個人所得税

- ▶ 「個人所得税の『税収完税証明』(文書式)の『納税記録』への変更に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2018]55号) (“55号公告”)

2. 増値税、関税

- ▶ 「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策の整備に関する通知」(財関税[2018]49号) (“49号通達”)ほか

3. 移転価格税制

- ▶ 「中国事前確認年度報告(2017)」

税関法規

- ▶ 「『税関認証企業基準』の公布についての公告」(税関総署公告[2018]177号) (“177号公告”)
- ▶ 「『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』の実施に係る事項に関する公告」(税関総署公告[2018]178号) (“178号公告”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年12月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2018年 12月07日 | 第2018047号 |
| ▶ 2018年 12月14日 | 第2018048号 |
| ▶ 2018年 12月21日 | 第2018049号 |
| ▶ 2018年 12月28日 | 第2018050号 |

Japan Business Servicesグループで、2018年12月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 個人所得税

- ▶ 「個人所得税の『税込完税証明』(文書式)の『納税記録』への変更に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2018]55号) (“55号公告”)

概要

納税サービスの改善のため、国家税務総局が2018年12月5日付で公布した55号公告によれば、今後、個人所得税の「税込完税証明」(文書式)は「納税記録」に変更される。

2019年1月1日より、納税者が、税金の帰属期間が2019年1月1日以降の個人所得税の税金納付(還付)状況証明の発行を申請する場合、税務機関は「納税記録」を発行する。税金の帰属期間が2018年12月31日以前の個人所得税の税金納付(還付)状況証明の発行を申請する場合は、引き続き「税込完納証明」を発行する。

納税者は電子税務局、モバイルAPPを通じて、或いは税務サービスホールで本人の個人所得税の「納税記録」の発行を申請することができる。また、代理人に委託し、税務サービスホールで「納税記録」の発行を代理申請してもらうこともできる。

55号通達の全文は以下のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3962334/content.html>

2. 増値税、関税

- ▶ 「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策の整備に関する通知」(財関税[2018]49号) (“49号通達”)
- ▶ 「越境電子商取引の小売輸入に対する管理の整備に関する通知」(商財発[2018]486号) (“486号通達”)
- ▶ 「越境電子商取引の小売輸入商品リストの調整に関する公告」(財政部、国家発展改革委員会、工業化情報部、生態環境部、農業農村部、商務部、中国人民銀行、税関総署、国家税務総局、国家市場監督管理総局、国家薬品监督管理局、国家暗証番号管理局、瀕危弁公告[2018]157号)
- ▶ 越境電子商取引の小売輸出入商品に係る管理事項に関する公告(2018)」(税関総署公告[2018]194号) (“194号公告”)

概要

最近、関連政府部門は越境電子商取引の小売輸入に関する一連の通達を公布した。これらはいずれも2019年1月1日から施行される。

各通達の主な内容は次のとおりである。

49号通達

財政部、国家税務総局及び税関総署が2018年11月29日付で公布した49号通達によれば、越境電子商取引の小売に係る租税政策に関しては、現在もなお「越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策に関する通知」(財関税[2016]18号) (“18号通達”)が適用される。即ち、越境電子商取引の小売輸入商品は輸入貨物として関税、輸入増値税及び消費税が徴収され、越境電子商取引の小売輸入商品を購入する個人が納税義務者となり、実際の取引価格(商品の小売価格、運賃、保険料を含む)を課税価格とする。電子商取引企業、電子商取引プラットフォーム企業または物流企業は源泉徴収義務者とされる。

上述の租税政策は他の国や地域から輸入する、越境電子商取引の小売輸入商品リストの範囲内にある商品に適用される。その税務処理は次表のとおりである。

| 越境電子商取引の小売輸入商品の価格 (上限額: 1回の取引額は5,000元、個人の 年間の取引額は26,000元) | 適用される税務処理 |
|---|--|
| 限度額内の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 暫定的に関税率を0%と設定 ▶ 輸入増値税及び消費税の免税額が取り消され、暫定的に法定納税額の70%を徴収 |
| 1回あたりの取引額が5,000元を超える場合 (注文書における商品が1件のみで、かつ課税 価格は5,000元を超える) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 26,000元の年間取引限度額を下回る場合、越境電子商取引の小売ルートによる輸とすることができ、輸入貨物の税率により関税及び輸入段階の増値税、消費税を全額徴収 ▶ 26,000元の年間取引限度額を上回る場合、輸入貨物の税率により関税及び輸入段階の増値税、消費税を全額徴収し、かつ一般貿易として管理する。 |

すでに購入した電子商取引の輸入商品が消費者個人の使用する最終商品に属する場合、国内市場で再販売してはならない。原則として、ネットショッピングによる保税輸入商品は、税関特殊管理区域外において「ネットショッピング保税+店頭受取」のモデルを認められない。

49号通達で言及されていないその他の事項については、引き続き18号通達の関連規定が適用される。

越境電子商取引の小売輸入商品リスト

2018年11月20日付で、財政部、国家税務総局、税関総署及び国家発展改革委員会等を含む13の中央政府部門は共同で「越境電子商取引の小売輸入商品リスト(2018年版)」「(“2018リスト”)」を公布した。「2018リスト」には1,231品目の商品が含まれる。「2018リスト」の施行後、2016年第40号公告(“40号公告”)及び2016年第47号公告(“47号公告”)によりそれぞれ公布された2つのリストは同時に廃止される。

486号通達

2018年11月28日付で、財政部、国家発展改革委員会、国家市場監督管理総局、国家税務総局、税関総署及び商務部が共同で公布した486号通達では、越境電子商取引の小売輸入に対する管理措置を明らかにしている。これには、越境電子商取引企業、越境電子商取引プラットフォーム、国内のサービス業者、消費者及び政府部門に対する管理措置が含まれる。

486号通達によれば、越境電子商取引の小売輸入商品は個人が自ら使用する輸入物品として管理し、商品を最初に輸入する際の許可承認、登録または届出を要求しない。ただし、関連部門が輸入を暫定的に禁止すると明確にしている感染区域からの商品等を除く。

486号通達は北京、天津、上海、唐山、アモイ、広州、深セン、南京、蘇州等の37都市における越境電子商取引の小売輸入業務に適用される。試験区のない都市における直接購入輸入業務には、486号通達の関連規定を準用する。

194号公告

「中華人民共和国電子商務法」、486号通達及び関連する法律法規に基づき、税関総署は2018年12月10日付で194号公告を公布し、越境電子商取引の小売輸出入商品に係る管理事項について明らかにした。

194号公告は、越境電子商取引プラットフォームを通じて小売輸出入商品取引を行う越境電子商取引企業及び消費者(注文者)に適用される。

194号公告に基づき、越境電子商取引プラットフォーム企業、物流企業、決済企業及び海外越境電子商取引企業等の越境電子商取引の小売輸入業務に関与する企業は、関連規定に従い税関で登録手続を行わなければならない。

また、租税徴収管理については、次の内容を含む。

- ▶ 越境電子商取引の小売輸入商品に対し、税関は越境電子商取引の小売輸入に係る租税政策に基づき、関税及び輸入段階の増値税、消費税を徴収し、実際の取引価格(小売価格、運送料及び保険料を含む)を課税価格とする。
- ▶ 越境電子商取引の小売輸入商品の消費者(注文者)を納税義務者とする。税関で登録を行った越境電子商取引プラットフォーム企業、物流企業或いは申告企業は税金の源泉徴収義務者として、納税義務の履行を代行し、かつ相応の追加納付義務及び関連する法律責任を負う。

- ▶ 越境電子商取引の小売輸入商品の分類、課税価格等を審査し決定するため、税関は源泉徴収義務者に対し、関連規定に基づく補充申告を要請することができる。

そのほか、194号公告では、通関管理、場所管理、返品管理に係る措置についても規定している。

49号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

www.mof.gov.cn/mofhome/guanshui/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201811/t20181129_3079073.html

18号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2044092/content.html>

「2018リスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

www.mof.gov.cn/mofhome/guanshui/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201811/t20181129_3079063.html

486号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/201811/20181102812004.shtml

40号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201604/t20160401_1934275.html

47号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201604/t20160415_1952574.html

194号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2140731/index.html>

3. 移転価格税制

- ▶ 「中国事前確認年度報告(2017)」

概要

中国の国家税務総局は、2018年12月6日に「中国事前確認年度報告(2017)」(「2017年度報告」)を公表した。

中国が事前確認年度報告を公表するのは、これで9度目である。「2017年度報告」では、中国の事前確認に係る最新の制度、実施手続及び実務の発展状況について紹介し、2005年から2017年までの事前確認に関する統計データ及び分析も含まれている。

2017年において、国家税務総局はG20が提唱する税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画に引き続き関与し、かつその成果を反映した「『特別納税調査調整及び相互協議手続管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2017]6号) (“6号公告”)を公布した。6号公告及び「事前確認管理の整備に係る事項に関する公告」(国家税務総局公告[2016]64号) (“64号公告”)は、事前確認についての法律根拠及びガイドラインを提供するものである。なお、2018年に省レベル以下の国家税務局と地方税務局が統合したことにより、6号公告及び64号公告の内容にも修正が加えられたが、それらはすでに「2017年度報告」にも反映されている。

「2017年度報告」の説明部分において、「当報告は法律効力を有しないものとする」と記載されているが、当該報告に含まれる詳細な内容及び公式統計は、多くの納税者が中国の現行の事前確認制度及び将来の趨勢を理解する上で、重要な意義を有している。「2017年度報告」によると、2017年12月31日までに、中国の税務機関はすでにユニラテラルの事前確認87件、バイラテラルの事前確認60件を締結した。そのうち、2017年はユニラテラルの事前確認3件、バイラテラルの事前確認5件が締結され、そのほとんどが2年以内に完了した。

「2017年度報告」(中国版)は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810214/n810606/c3936703/content.html>

64号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2292979/content.html>

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2538695/content.html>

税関法規

- ▶ 「『税関認証企業基準』の公布についての公告」(税関総署公告[2018]177号) (“177号公告”)
- ▶ 「『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』の実施に係る事項に関する公告」(税関総署公告[2018]178号) (“178号公告”)

概要

税関総署令[2018]237号により公布された「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」(“新管理弁法”)に基づき、税関総署は2018年11月22日付の177号公告により、税関認証企業の基準を公布した。また、2018年11月27日付の178号公告では、「新管理弁法」の実施に係る事項について明らかにした。(「新管理弁法」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年3月号を参照。)

177号公告及び178号公告の主な内容は次のとおりである。

新しい税関認証企業の基準

今回、177号公告によって公布された新しい税関認証企業の基準では、高級認証企業及び一般認証企業の認定基準を4つに分けている。即ち、一般基準と、輸出入の荷受人・荷送人、通関企業及び国際貿易総合サービス企業に対する単独認証基準である。177号公告は2019年1月1日より施行される。

企業信用状況の情報収集

178号公告によれば、「新管理弁法」第6条に規定される状況のほか、税関は企業の信用状況を反映する次のような情報を収集することができる。

- ▶ 企業の製品の検査検疫合格率、国外通報、返品、リコール、クレーム等の状況
- ▶ 虚偽申告による輸入者の原産地証明書の確認、輸出貨物原産地証明書の詐取、偽造、変造、売買または窃盗盗難等の状況

また、企業が自主的に開示し、かつ税関に警告を受けるか、または50万元以下の罰金が課された行為は、税関の信用状況を認定する際の記録とされない。

信用喪失企業の認定基準

「新管理弁法」第12条第1項の規定によると、密輸犯罪または密輸行為があった企業は、税関に信用喪失企業と認定される。178号公告ではさらに、国境衛生検疫、輸出入動植物検疫、輸出入食品・化粧品の安全、輸出入商品検査の規定に違反し、刑事責任を追及された企業は、税関に信用喪失企業と認定されると規定している。

管理原則及び措置

一般認証企業

「新管理弁法」第23条に規定する状況のほか、178号公告では、一般認証企業には次の管理措置も適用すると規定している。

- ▶ 輸出入貨物の平均検査検疫抽出比率を一般信用企業の平均抽出比率の50%以下とする(法律、行政法规、規則または税関により特別に要求される場合を除く)
- ▶ 輸出貨物の原産地調査の平均抽出比率を一般信用企業の平均抽出比率の50%以下とする
- ▶ 税関登録または届出及び関連の業務手続を優先的に取り扱い、初めて登録または届出を行うか、特別に要求される場合を除き、税関は資料等に不備があってもまず受理するという方法(注: 中国語は容缺受理)をとり、または企業の自主声明を採用し、実地検査または評価・審査を免除することができる

高級認証企業

「新管理弁法」第24条に規定する状況のほか、178号公告では、高級認証企業に次の管理措置も適用すると規定している。

- ▶ 輸出入貨物の平均検査検疫抽出比率を一般信用企業の平均抽出比率の20%以下とする(法律、行政法规、規則または税関により特別に要求される場合を除く)

- ▶ 輸出貨物の原産地調査の平均抽出比率を一般信用企業の平均抽出比率の20%以下とする
- ▶ その他の国(地区)に食品、化粧品等を優先的に推薦する輸出企業の登録

信用喪失企業

「新管理弁法」第25条に規定する状況のほか、信用喪失企業には輸出入貨物の平均検査検疫抽出比率を80%以上とするという管理措置も適用される。

「新管理弁法」第27条に規定する状況のほか、178号公告では、認証企業に国境衛生検疫、輸出入動植物検疫、輸出入食品・化粧品の安全、輸出入商品検査の規定に違反するとの疑いがあり、刑事事件として立件された場合、税関は認証企業としての管理措置の適用を一時的に停止すると規定している。

177号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2120479/index.html>

178号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://hefei.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302269/2118317/index.html>

「新管理弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302268/1471430/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

▶ **北京**

大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com

鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

▶ **大連**

秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com

▶ **上海**

高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com

八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com

鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com

星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com

山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com

江海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com

石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota-ishikawa@cn.ey.com

坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakai@cn.ey.com

小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com

丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com

久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com

▶ **広州**

長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com

穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com

石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune-ishizawa@cn.ey.com

▶ **深圳**

小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com

▶ **香港**

重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com

柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com

田所 聡史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com

吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com

稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokaazu.inaba@hk.ey.com

▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03007910

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

